

地方自治法第180条の2の規定に基づく市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年2月26日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第7号

地方自治法第180条の2の規定に基づく市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止する規則

地方自治法第180条の2の規定に基づく市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成26年鈴鹿市規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。